

## 前橋市公共下水道計画区域外汚水の流入に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市公共下水道計画区域（下水道法施行令「昭和34年4月22日政令第147号」第3条の予定処理区域をいう。）外の汚水の流入（以下「区域外流入」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 区域外流入をしようとする者（以下「申請者」という。）は、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、許可を得なければならない。

- 2 前項の申請は、前橋市公共下水道計画区域外汚水の流入許可申請書（様式第1号）によるものとし、必要な書類を添付しなければならない。
- 3 申請者以外の者が申請をする場合は、代理人を定めて区域外流入の申請における代理人届出書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

### (許可)

第3条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、次の各号に掲げる内容のほか必要な事項を審査し、相当と認める場合は、汚水の流入及び、前橋市公共下水道条例（昭和37年12月20日条例第54号）第24条第1項に基づき、これに必要な下水道施設の設置に係る工事の施工について、必要な条件を付し許可することができる。

- (1) 申請者の計画汚水排出量が、排出先の公共下水道等において、その施設能力に支障を及ぼさないこと。
  - (2) 前橋市公共下水道全体計画区域に含まれる土地又は、公共下水道本管（人孔を含む。以下「本管」という。）の埋設道路に沿接する土地からの流入であること。
  - (3) 地域の環境が改善されること。
  - (4) 公共用水域の水質が保全されること。
- 2 管理者は、前項による許可をしたときは、申請者へ許可書を送付する。

### (工事の施工)

第4条 申請者は、前条第1項の許可に係る工事（以下「工事」という。）を施工するときは、工事の着手前に工事着手届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

- 2 工事は、次の各号に掲げる者でなければ施工することができない。
  - (1) 本管の設置を伴う工事を施工する場合は、前橋市建設工事入札参加資格審査要領第3条による建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格において、土木一式工事の認定を受けた者。
  - (2) 取付管の設置のみを行う工事を施工する場合は、前号による者又は、管理者の指定を受けた排水設備指定工事店。

### (費用の負担)

第5条 申請及び工事に要する費用は、申請者の負担とする。

(工事の完了)

第6条 申請者は、工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内（工事完了日を含む。）に工事完了届（様式第4号）を管理者に提出し、前橋市（以下「市」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査は市の検査員が行い、検査を完了したときは、検査調書（様式第5号）を作成し管理者へ提出する。
- 3 管理者は、検査調書が提出された場合、申請者に対しその検査結果を検査結果通知書（様式第6号）により通知する。

(施設の寄附)

第7条 申請者は、工事により設置した下水道施設を市へ寄附することを原則とする。

- 2 市は、前項による寄附の申し込みがあった場合は、下水道施設の寄附に関する取扱要綱に基づき寄附を受け入れるものとする。

(受益者負担金相当額又は分担金相当額の納付)

第8条 申請者は、利用する土地の区分により、次の各号に掲げる金額を納付しなければならない。

- (1) 前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年3月21日条例第14号）第3条に規定する受益者負担金に相当する額。
  - (2) 前橋市公共下水道事業分担金条例（平成9年3月31日条例第28号）第4条に規定する分担金に相当する額。
  - (3) 前橋市大胡都市計画及び宮城都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年9月15日条例第32号）第3条に規定する受益者負担金に相当する額。
  - (4) 前橋市宮城地区公共下水道事業分担金条例（平成18年3月29日条例第20号）第4条に規定する分担金に相当する額。
  - (5) 前橋市富士見都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成21年3月30日条例第17号）第3条に規定する受益者負担金に相当する額。
  - (6) 前橋市富士見地区公共下水道事業分担金条例（平成21年3月30日条例第18号）第4条に規定する分担金に相当する額。
- 2 前項各号に掲げる金額は、申請時において最も新しい時期に決定された単位負担金額又は単位分担金額により算定する。
  - 3 第1項の金額は、工事完了後すみやかに納付するものとする。ただし、工事完成前に第3条第1項による許可を受けた土地に係る排水設備工事を行う場合は、排水設備確認申請書を提出する前に納付するものとする。

(受益者負担金又は分担金の免除)

第9条 前条第1項による受益者負担金相当額又は分担金相当額を納付した区域が、賦課の対象区域となったときは、当該区域に賦課する受益者負担金又は分担金を免除する。

(補則)

第10条 この要綱の定めない事項については、そのつど管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

様式第1号

前橋市公共下水道計画区域外汚水の流入許可申請書

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

申請者 住 所  
氏 名 印  
電 話

次のとおり前橋市公共下水道計画区域外の汚水を前橋市公共下水道へ接続、放流したいので、申請します。

なお、本申請により設置した下水道施設は、前橋市に寄附します。

申請場所	前橋市
申請理由	
下水道施設設置の有無	有 (本管、人孔、取付管、その他施設) 無
工事施工者名	住 所 氏 名 連絡先
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	・位置図 ・計画平面、縦断図 ・施設構造図 ・公図の写し ・登記簿謄本の写し ・関係者の同意書 ・開発行為許可通知書の写し (許可を必要とする開発行為の場合) ・代理人届出書 (様式第2号) ・その他 ( )

様式第2号

区域外流入の申請における代理人届出書

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

下記の者を区域外流入の申請における代理人と定め届け出ます。

代 理 人	住 所	
	氏 名	
	連絡先	

様式第3号

工 事 着 手 届

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

次の工事に着手したいので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 前橋市水道局指令第 号
工 事 の 場 所	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工事着手予定年月日	年 月 日
施 工 者 名	住 所 氏 名 連絡先
現 場 監 督 又 は 現 場 責 任 者 氏 名	
そ の 他	

様式第4号

## 工 事 完 了 届

年 月 日

(あて先) 前橋市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

次の工事が完了したので届け出ます。

許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 前橋市水道局指令第 号
工 事 の 場 所	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工事完了年月日	年 月 日
工 事 内 容	添付図書のとおり
添 付 図 書	平面図、縦断図、出来形管理表、工事記録写真 その他( )
そ の 他	

様式第5号

決 裁	課 長	
検 査 調 書		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日	前橋市水道局指令第 号
工 事 の 場 所		
施 工 者 名		
工 事 の 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
検 査 年 月 日	年 月 日	
再 検 査 年 月 日	年 月 日	
検 査 結 果		
検 査 意 見		
<p>上記のとおり検査をしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>前橋市公営企業管理者 様</p> <p style="text-align: center;">検査員職氏名 印</p>		

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

前橋市公営企業管理者

下記の工事は、完了検査の結果、合格したので通知します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 前橋市水道局指令第 号
工 事 の 場 所	
施 工 者 名	
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 完 成 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
再 検 査 年 月 日	年 月 日
備 考	